

議案第69号

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第102号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，取手市立かたらいの郷の使用料の額を見直すため，本条例の一部を改正するものです。

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料） 第9条（略） 2及び3（略） 4 市長は、かたらいの間、ステージ、控室、娯楽室、つつじの湯、大利根の湯及びリラクゼーションルームの利用に関し、あらかじめ <u>10回分</u> の利用に相当する額の使用料を徴収し、 <u>11回分の利用に相当する額の回数券</u> を発行することができる。	（使用料） 第9条（略） 2及び3（略） 4 市長は、かたらいの間、ステージ、控室、娯楽室、つつじの湯、大利根の湯及びリラクゼーションルームの利用に関し、あらかじめ <u>10回</u> の利用に相当する使用料を徴収し、 <u>11回利用することができる回数券</u> を発行することができる。

別表を次のように改める。

別表（第9条，第16条関係）

施設の名称	1時間当たりの使用料
研修室（A） 研修室（B） 清風の間	300円
クッキングサロン	350円

備考 1時間に満たない利用は，1時間の利用とみなす。

施設の名称	区分		使用料 (1人1回につき)	回数券
かたらいの間 ステージ 控室 娯楽室 つつじの湯 大利根の湯 リラクゼーション ルーム	市内 居住者	60歳以上の者並び に障害者及び付添人	200円	2,000円
		上記以外の者	300円	3,000円
	市外 居住者	60歳以上の者並び に障害者及び付添人	400円	4,000円
		上記以外の者	600円	6,000円
	小学生及びこれに相当す る者		200円	2,000円
	未就学児		無料	—

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。